

つながる鎌倉エール事業の見直し (新要綱、新選考基準)

1 現行の見直し箇所

(1) 全コース共通 資料 1-2

ア 事業の要件

「公益性があるもの」であることの明記

イ 団体の要件

(ア)「非営利組織」であることの明記

(イ) 申請回数について

各コースの申請回数について→各項目で詳細に議論

ウ 消費税仕入税額控除の規定 (スタートアップ、新コース)

申請者が課税事業者のとき、対象経費から消費税の仕入税額を減額した金額を交付申請額とするもの。事業終了後、仕入控除税額が確定し、交付額に含まれるとき、その額を返還する。

※協働コースは担当課と団体での協定書で対応する。

エ 状況確認・調査

必要に応じて聞き取り、調査を行うことができる規定を追加

オ 事業の取消 (交付決定の取消し) の規定の追加 (スタートアップ、新コース)

不正の手段で補助受けたとき、要件に該当しなくなったとき

→補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求める。

※協働コースは担当課と団体での協定書で対応するため、要綱には事業終了後に不正が判明したときの返還規定を追加する。

カ 書類の整備・保管

領収書等の書類を、事業の終了した翌年度から5年間保管することを明記

(2) スタートアップコース

★ア 審査選考基準

「公益性」について明記、「熱意・情熱・意欲」を削除→資料 1-3

→要綱の対象事業を援用し、この対象事業であるかの視点を具体化する。

イ 申請回数

従来通り、設立3年以下 (最大3回申請可能)

: 地域の担い手の発掘・育成のため、ある程度自立・安定的な運営ができるようになるまでサポートできる体制としておくため (選考は必須)

(3) 協働コース

★ア 審査選考基準

事業の要件の具体化、細分化＝審査基準の具体化、細分化→資料 1-4

：実施期間を3年間としたことによって、これまでよりも高い水準の事業が求められることから、より具体的に審査選考を行う必要がある。

→審査項目を「事業について」と「協働について」に細分化するとともに、評価の視点ごとに審査項目を更に細分化した。

★イ 申請回数

1団体1回まで

：事業の複数年度化で、1つの団体が3年間協働を行うことが可能となるため

●1つのコースに、異なる事業をいくつも申し込むことができるとき、

→同一事業ではないと判断する基準が曖昧で、その時々で判断が分かれる。

例) 子どもの貧困を解消するため・・・

①学習支援 ②食糧支援 ③居場所提供 ④保育支援 ⑤保護者支援

→同一の目的を達成しようとするとき、その手段は様々である。

→明確に別事業と言うための判断基準が存在しない。

このため、現時点では1コースにつき1つの団体は1回まで(採択)とする。

ウ 中間報告の実施

：事業実施年度の途中で、中間報告を実施する。

エ 事業評価を行わせることができる旨の規定の追加

：中間報告の内容について、市長は必要に応じて市民活動推進委員会に事業評価を行わせることができる旨を追加

→この事業評価の基準は、審査選考の基準と同様とする。

オ 事業実施期間の短縮

：状況確認・調査や事業評価の結果、事業の遂行が困難と判断されるとき(＝審査選考基準を満たさないとき)、事業を短縮させることができる規定を追加。

→採択後は、単年度ごとに負担金を担当課に付替えていく。

→負担金を付け替えない判断を行うことで、短縮となる。

カ 負担金返還の規定(事業実施終了後)

：担当課が負担金の交付を決定し団体と協定を締結して行うため、返還を求めるのは担当課となる。このため、基本的には協定で対応する。

→事業終了後については、不正が判明したとき・要件を満たしていないことが分かったときに返還を求めることができる旨を規定する。

2 新コース ※エール事業見直し（案）全体 資料 1-2 を参照

(1) 設立趣旨・目的

地域の課題を解決しようとする団体の自立・成長を支援する支援するコース。「市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進し（第4次基本計画）、「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざす」（第3次鎌倉市総合計画基本構想基本理念）ことを目的とする。

→市民自治の推進

★ (2) 対象事業

上記の目的に沿うよう、他2コースや市基本計画、他市の制度を参考に作成。

他2コースと異なる点としては、地域内の相互協力を促進させる性質のある内容であるか（＝市民自治の推進）といった視点や、補助を受け取って終わりにならないよう、将来の目標やこのコースでの目標が明確であるかといった視点としている。

(3) 対象団体

前回の議論で、ターゲットを、「設立から4、5年が経過し、予算規模は100万円から300万円程度」の団体としたことから、概ね協働コースと同様の基準としている。また、市民自治を推進するという目的から「ある程度事業を行う体制が整っており、目的が明確な団体については、設立年数に関わらず」申請できるよう、は他2コースとは異なり、設立年数を要求しない。

★ (4) 審査選考基準

他2コースや市基本計画、他市の制度を参考に作成。

→資料 1-5

★ (5) スタートアップコースとの違い（企画部門からの提案：一般財源の節約のための方策）

スタートアップコースと同じ「補助金」であれば、制度を融合させることも可能か。

	スタートアップコース	新コース
設立趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手の発掘・育成 ・市民活動団体等が自立的・安定的な活動をしていくための支援 ・市民活動への参加促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を解決しようとする団体の自立・成長を支援 ・「市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため」 ＝<u>市民自治の推進</u>
ターゲット	これから設立／設立間もない団体	ある程度成熟している／成長途上にある団体
財源	一般財源	かまくらエール基金（市民活動推進基金）

→・制度設立の趣旨が異なる

・新コースは基金を支出して作られるコースとなる

★ 2つのコースを融合させるか？

(6) 財源等

- ア 財源 : かまくらエール基金 (市民活動推進基金)
 イ 上限金額 : 30 万円
 ウ 総額上限 : 100 万円

★ (7) 申請回数

市民自治の推進のため、複数回の支援を可能とするか。

- ・ 複数回の支援が可能な他市の例 → [資料 1-6](#)

	1 団体 1 回まで	複数回 OK
メリット	多くの団体が採択される	継続的な支援が可能 (選考は必須)
デメリット	<u>継続的な支援ができない</u>	一度採択された団体は有利 = <u>他団体の採択機会が減少</u>

★ それぞれの特徴からみて、申請回数の上限をどうすべきか。

★ 複数回を可能にするとき、2 回目以降の上限額を変更させるか。

- ◎ より多くの団体を支援したい ↔ 1 回きりでは「市民自治の推進」には足りない
 → 例 : 上限 2 回、2 回目は対象経費の 50%、前年度採択の 2 団体が申請したとき、

1 回目の上限額	30 万円	
2 回目 50%	15 万円	
採択可能団体数	15 万円 × 2	
(全て上限額するとき)	30 万円 × 2	合計 4 団体

(8) 実施期間

申請年度の翌年度 1 年間

★ (9) コース名称

検討の材料として、他コースとの違いなどのキーワードをピックアップ

- ・ 市民自治
- ・ 自立・成長
- ・ 地域課題の解決
- ・ 自主的な運営のもつ行う
- ・ 協働しない
- ・ 地域内の相互協力・連帯の性質
- ・ 将来に向けた目標の視点
- ・ 「かまくらエール基金」(市民活動推進基金) が財源